≪子ども会クリスマス会を開催しました 12/21≫

加之江地域の子ども会合同でのクリスマス会を行いました。加之江図書館のおはなし会の中で「いのちを大切に」「人権を尊重する」というテーマでの絵本の読み聞かせ、モルックでは参加した子どもたちをはじめ、先生方や保護者などみんなで楽しみ盛り上がりました。

また、ガチャガチャでは、みんながワクワクして欲しい商品が当たるか楽しみに引く姿が見れて嬉しかったです。最後にサンタさんが登場し、クリスマスプレゼントを手渡しました。景品やお菓子をたくさんもらって喜ぶ子どもたちや参加した先生と保護者も一緒に楽しい時間を共有できる場となりました。

子ども会は、学習の場であるとともに「仲間づくりの場」だと思います。悩んでいる時や苦しい時に気軽に立ち寄れる大切な場です。これからもそれぞれの子ども会が交流し、楽しめる行事を計画していきます。









せつ 節 分

節分といえば「鬼は外、福は内」というフレーズを贈い浮かべる方もいらっしゃると思います。 みなさんは豊まきの深い意味や起源を知っていますか?「節分」とは季節の変わり自の事で、立春 の前の日の2月3日(2月2日の場合もあり)は新年の始まりとして特別な意味合いを持ち、この 日に豊まきを行うようになりました。豊には「魔自」「魔滅」という語名合わせがあり、これが「鬼 の自を滅する」という意味を持つとされ、「鬼は外、福は内」と豊をまきながら唱え、鬼(邪気や災い)を外に追い出し、福や幸運を家の中に招き入れるという深い意味が込められています。

鬼は、一般的には具体的な存在ではなく、人の心に棲むものと考えられています。そのため、節分の豊まきは精神の浄化のためにするものです。例えば誰か特定の鬼のような存在がいて、何もしていないのに「外へ出ていけ」という人権侵害のお話ではありません。しかし、古来から鬼という実在しないものに対する恐れや様々な教訓にも使用されたりしています。従って、誰の心にも少なからずある悪い感情が増幅してしまわないように、浄化するのが節分の豊まきです。そういう意味を考えながら、2月3百は豊まきをして過ごしましょう。ちなみに2025年は節分が2月2百(2月3百も含む場合有り)になるそうです。

かわのえ隣保館だより





2025年2月発行号

≪第24回ふれあいのつどい≫

2016年に施行された部落差別解消推進法の具現化に向けた、人権啓発を行い、部落差別の解消を目指す意識高揚を図るため、ふれあいのつどいを開催します。

場所 かわのえりんぽかん 別之江隣保館

けいしき じんけん どうわきょういくこうえんかい **大権・同和教育講演会**

こうし さいじょうしせいしょうねんいくせい 西条市青少年育成センター しょちょう たにぐち あきら

しょちょう たにぐち あきら **所長 谷口 晃 さん**



演題「今輝くために」

講師紹介:公立小学校教員として勤務し、西条市立多賀小学校長を最後に定年退職されました。現役時代から、ギターの弾き語りによる講演活動を行っておられ、命と人権の大切さを伝え続けられています。

講演内容: 命と人権をテーマに、これまでに出会った方たちや体験から学んだ思いを、ギターと歌を織り交ぜながら語っていただけます。愛情の大切さや 音葉の重さ、いじめや差別で傷ついた深い心の痛みや共に生きる希望な どについて、多くの方々と感じ合う時間になりますように。



The Best Paper City 感謝、そして未来へ

2月 川之江隣保館 行事予定

状況により、予定が変更されることがあります。

日(にちようび)	月(げつようび)	火(かようび)	水(すいようび)	木(もくようび)	金(きんようび)	土(どようび)
						1
2	3 ・貯筋体操(ひまわり) _{けんこうたいそう} ・健康体操(山根会)	4 ・太極拳	5 ・貯筋体操(スイートピー)	6	7 かわのえ 川之江ふれあい料理 教 室	8 休日開館日 ・卓球クラブ ・マインドフルネス瞑想会
9	10 - **** *** ****	11 建国記念の日	12 ・貯筋体操(スイートピー)	13	14 ふれあい喫茶	15
16 ・第24回 ふれあいのつどい	17 ・貯筋体操(ひまわり) けんこうだいそう やまねかい ・健康体操(山根会)	18 ・太極拳	19 - 貯筋体操(スイートピー)	20	21	22 休日開館日 たっきゅう ・卓球クラブ
23天皇誕生日 しまじがっきゅう ・識字学級 ・戦のがそんちょうとくしょかい ・生命尊重読書会	24振替休日	25 たいきょくけん ・太極拳	26 ・貯筋体操(スイートピー)	27	28	

【お知らせ】

 かりのえ
 りょうりきょうしつ だい かい
 がつ か きん
 じ

 〇川之江ふれあい料理教室(第9回)
 2月14日(金) 10時~

 あっさ
 たい かい
 がつ にち きん
 じ ぶん

 〇ふれあい喫茶
 (第8回)
 2月21日(金)
 9時30分~



悩んでいることはありませんか?

隣保館は、いつでも人権に関わる悩みを相談できる窓口です。

「職場でのハラスメント」「職場や学校に行けない」など何でも相談してください。

また、ハローワークの職業相談は、電話による予約制となっています。 川之江隣保館 28-6254

ジェンダーアイデンティティ

この言葉は、2023年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の
遺進に関する法律(LGBT理解増進法)」に出てきます。ジェンダーアイデンティティと表記されてしまうと意味が分かりにくいですが、性自認と訳され、意味としては、自分自身の性別を男または女あるいはそれ以外のどれかに該当すると
認識しているということになります。

【GBT理解増進法が施行されて1年半が経過しましたが、 基本計画や指針の策定は進んでいません。一方、今まで「性 同一性障害」と認定されていた方は性別適合手術を経てのみ 戸籍上の性別変更が認められてきましたが、2024年7月 広島高裁において、手術なしでの性別変更が認められる決定 が出されました。これによって、自認の性を尊重した法整備 が進んでいくと思います。

また、「性同一性障害」という呼び名も精神疾患として扱われているように感じ取れ、違和感を覚える人もあり、出生時に割り当てられた性とは一致しない状態のことを崇すため「性別不合」と呼ばれるように変化してきています。

さらに、最近は公的機関の申請書類や証明書なども性別欄が廃止されてきています。

しかし、性の多様性については、伝統的家族観により性別も男女のみであるという考え方が残っている方もおられて、まだまだ理解が深まっているとは言えません。現代は家族のあり方自体も多様化し、未婚の子と親が同居する世帯や単身者世帯なども増えてきています。

家族のあり方や性のあり方は多種多様です。 LGBTQ などマイノリティと呼ばれる人もその一つの形で、当たり前に存在するのだということを念頭にこれからも広くアンテナを張って性の多様性の理解を深めていく必要があります。

川之江隣保館主事 西川直輝